

コンプライアンスの基本的な考え方

川崎重工グループは、カワサキグループ・ミッションステートメントの「グループ経営原則」において「社会的責任を認識し、地球・社会・地域・人々と共生する」ことをうたい、「グループ行動指針」では構成員一人ひとりに「社会と人々から信頼される企業人となる」ことを求めています。

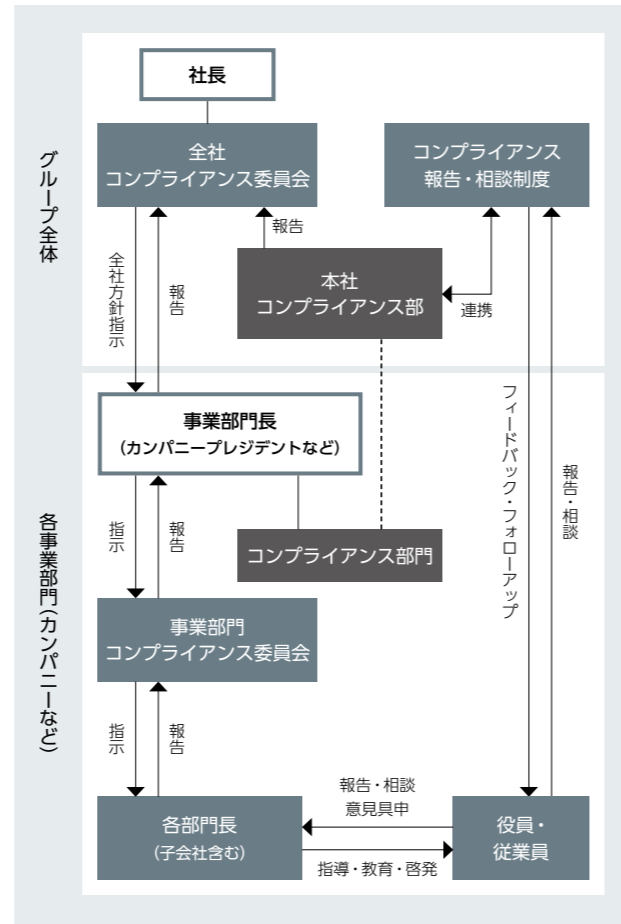
また、当社グループでは「川崎重工グループ行動規範」を制定し、判断のよりどころとなるべき倫理基準を定めるとともに、社則「川崎重工グループ行動規範に関する規則」において当社グループの役員および従業員に対し、行動規範の定める内容を遵守することを求めています。

コンプライアンス推進体制

当社グループが企業の社会的責任を果たすため、およびコンプライアンスを徹底するための各種施策を審議・決定し、達成状況・遵守状況のモニタリングを行うことを目的に、社長を委員長に全役員がメンバーとなる全社CSR委員会を年2回以上開催しています（2020年度は3回開催）。また、全社CSR委員会の目的を各組織で実施し、グループ全体への展開を図るため、本社部門および各カンパニーにおいて「事業部門CSR委員会」を年2回以上開催しています。

2021年度からは委員会名称を「全社コンプライアンス委員会」と改称するとともに、全社的なコンプライアンス課題や施策の討議により重点を置いた委員会組織に移行しました。

コンプライアンス推進体制



コンプライアンス報告・相談制度 (内部通報制度)

当社および国内連結子会社の役員および従業員（契約社員や派遣社員、また退職者を含む）が、業務に関連したコンプライアンス違反の疑いがあるときに報告・相談するために、外部弁護士を窓口とする「コンプライアンス報告・相談制度」を設けています。

「コンプライアンス報告・相談制度」では、外部弁護士が直接報告・相談者からの相談にのり、報告を聞きます。その後、事実関係を調査しコンプライアンス上の問題の有無を判断の上、問題があると認めた場合は、その旨と是正に向けた提言を会社に対して行います。また、その結果を報告・相談者に外部弁護士が直接回答します。なお、調査の過程において、報告・相談者の了承がない限り、本人の名前などが会社に明らかにされ

ることはありません。制度では、実名、匿名のいずれの通報も受け付けており、幅広いコンプライアンス問題を把握、対処する体制を推進しています。

本制度の案内は社内イントラネット、「川崎重工グループ行動規範」の冊子、「コンプライアンスガイドブック」、グループ報への掲載などの方法で行い、社内周知を図っています。

2020年度は39件の報告・相談がありました。

さらに、2020年度からは一部の海外関連会社を対象に「グローバル通報制度」の運用を開始しました。2021年度以降も対象会社を順次増やし、世界レベルで当社グループのコンプライアンス推進の要として運用していきます。

報告・相談内容と件数

	2016	2017	2018	2019	2020
内部通報・相談件数*	20	27	29	47	39
パワーハラスメント	5	7	13	12	15
労務問題	4	10	5	14	14
金銭の不正取得	2	1	4	0	1
セクシャルハラスメント	2	3	1	1	1
脅迫・嫌がらせ	0	1	3	0	0
贈賄・汚職	0	0	0	0	0
その他	7	5	3	20	8

\*報告・相談を受理した件数であり、実際にコンプライアンス違反を認定した件数ではありません。

コンプライアンスの推進に向けた取り組み

川崎重工グループ行動規範

2017年7月に川崎重工グループの役員および従業員が行動するに際して判断のよりどころとなるべき倫理基準として「川崎重工グループ行動規範」を制定しました。本行動規範は、当社グループの役員、従業員であれば、どんなときでも、世界のどこ

にいても常に遵守しなければならない共通の行動指針です。本行動規範においては、「正しく行動するために」というテーマで12項目の規範が、「ステークホルダーと向き合うために」というテーマで10項目の規範がそれぞれ設定されています。

コンプライアンスガイドブック

社内におけるコンプライアンスの徹底のために必要・有用な知識が分かりやすく記載された「コンプライアンスガイドブック」を、日本国内の当社グループの全ての役員・従業員・派遣社員に配付しています。

本ガイドブックは、「川崎重工グループ行動規範」の項目と対比した構成とし、行動規範の実用手引書としています。内容は、当社グループのコンプライアンス体制と活動、当社の内部通報制度であるコンプライアンス報告・相談制度の説明をはじめ、コンプライアンスに関する事項をグループ行動規範と

同じ「正しく行動するために」「ステークホルダーと向き合うために」というテーマ構成とし、全19の項目を設けて、関連する法令、注意すべき事項、ケーススタディなどをイラスト入りで分かりやすく紹介しています。また、本ガイドブックは社内のコンプライアンスに関する教育・学習活動において活用されています。また、その内容は、2003年の初版発行以来、世界的なコンプライアンス要望事項の傾向を考慮しながら、継続的に改訂を行っており、2021年は全面改訂版を発行しています。

従業員意識調査

当社グループは、社内でコンプライアンス違反が発生するリスクをモニタリングするために、定期的に従業員の意識調査を実施していました。2020年からは人事部が実施する従業員満足度調査(エンゲージメントサーベイ)にコンプライア

ンスに関する設問を設けることで、コンプライアンス意識の浸透度を測っています。調査結果を検討し、必要なコンプライアンス施策を展開するとともに、従業員意識の変化や推移を分析して、その後の取り組みに反映しています。

リスク管理の基本的な考え方

当社グループでは会社法に基づき、取締役会において「内部統制システム整備の基本方針」を決議しています。この中で、リスクを識別・分類し、分析・評価の上、回避・低減などの対応するリスク管理を社則「リスク管理規則」に則って実行することを定めています。

また、「カワサキグループ・ミッションステートメント」においても、収益力と企業価値の持続的向上を図るため、「グループ経営原則」の指針としてリスクマネジメントを掲げています。

リスクモニタリング体制の整備

当社は、多様なリスクに適切に対処するため、リスクの種類に応じ、担当会議体および担当部署を設定し、管理方法や管理体制などを整備・運用するとともに、各管理体制の有効性および実効性を一元的にモニタリングする体制を整備し、リスクまたはリスクによりもたらされる損失の未然の回避および極小化に努めています。

一方、個別の事業遂行におけるリスクは、社則「重要プロジェクトのリスク管理に関する規則」などに則り、事前に関連部門においてリスクの評価や分析、対応策などの十分な検討を行うほか、特に経営に対する影響が大きい重要なプロジェクト案件については、応札時や受注契約時をはじめ、プロジェクト開始後も本社と事業部門とで必要に応じて定期的にフォローアップを行うなど、リスク管理のさらなる徹底を図っています。